

事務連絡  
令和2年4月10日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 母子保健主管部（局）御中

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第3弾－」に係る  
産後ケアを実施する施設に対する財政措置について

平素より、子ども・子育て支援の推進にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。  
今般、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第3弾－」がとりまとめ  
られたところです。

当該緊急対応策に係る財政措置については、令和2年度第一次補正予算が成立した  
際、令和2年度母子保健医療対策総合支援事業において、

○産後ケア事業を行う施設における感染拡大防止対策に係る財政支援

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、市区町村が産後ケアを行う施  
設へ配布する職員及び利用者向けマスクや消毒用エタノール等の一括購入、事業  
所等の消毒、感染症予防の広報・啓発などに必要となる費用について財政支援を  
行う。

- ・補助率：国 10/10
- ・補助基準額：500,000円

として直ちに補助することを予定しています。

交付要綱や申請手続き等については追ってご連絡させていただきますが、各都道府  
県母子保健医療対策等総合支援事業のご担当者様におかれては、ご了知の上、貴管内  
各市町村（特別区を除く。）に対してご連絡いただきますよう、よろしくお願いま  
す。

（担当）

厚生労働省子ども家庭局

母子保健課 母子保健係

Tel:03-5253-1111（内線4975、4978）

Fax:03-3595-2680

E-mail:boshihoken@mhlw.go.jp